

こちが「企業の労働110番」です



「はい、こちら企業の労働110番です」ご相談の電話は、ある販売業の雇用保険担当者からでした。

「このたび、弊社に6年間勤務していた社員を

店舗閉鎖により解雇することになりました。そこで、雇用保険の資格喪失手続きを行おうとしたところ、『雇用保険被保険者資格喪失届』が保管されていなかったことに気が付き

名北労働基準協会保険事務課相談員
社会保険労務士

林 慈子

雇用保険の未加入離職者の手続き

ました。ハローワークに確認したところ、資格取得の手続きがされていないことが判明しました。本人からは入社当初から雇用保険料を控除しておりましたが、どのように対応したらよいでしょうか」というご相談でした。

このような場合には、被保険者資格取得の遡及手続きを行うこととなりますが、遡及適用期間については、平成22年10月1日に改正が行われたところですので、その改正についてご説明します。

雇用保険の被保険者が離職した場合に受給できる失業給付は、離職時における年齢や被保険者期間、離職理由などによって決まります。改正までは、事業主が被保険者資格取得の届出を

行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた方については、2年を限度に遡及して被保険者としての適用を受けられました。従って、2年を超えて届出がされていない場合は、遡及手続きをしても、離職した場



て被保険者資格取得が認められるようになります。ご相談の場合も改正前でしたら、2年の遡及しか認められませんので、たとえば30歳〜45歳の方の場合、失業給付の所定給付日数は90日になって

しまいます。改正後は、6年前から雇用保険料が給与から天引きされていたことが明らかである場合、所定給付日数は180日となります。具体的には、改正後の遡及適用を受けるためには、2年を超えた期間について雇用

合に受給できる失業給付は本来受けられる日数より少なくなってしまう恐れがあります。そこで、改正により平成22年10月1日からは、雇用保険料が給与から天引きされてきたことが明らかである場合、2年を超えて遡

保険料が給与から天引きされていたことが確認できる書類（給与明細、源泉徴収票など）を持参してハローワークにおいて手続きすることになります。ただし、紛失などにより、在籍期間のすべての給与明細が提示できな

い場合は確認できる日まじか遡及適用を受けることができません。なお、改正後の遡及適用の対象になるのは、「平成22年10月1日以降に離職した方」、「在職者の方」です。

この改正によって、失業給付の受給権保護が強化されましたが、会社の雇用保険のご担当者には、普段から雇用保険の加入漏れに十分注意していただきたいと思えます。そのためにも、雇用している労働者の「雇用保険資格取得等確認通知書」が保管されているかどうかをチェックすることにより、適正な届出が行われているかを確認してください。

また、厚生労働省では雇用保険の適用漏れを防止する観点から7月31日現在の被保険者数を通知する葉書を会社に送っていますので、これをもとに定期的に手続き漏れがないか確認することをお勧めします。